

チェックリスト（冷凍保安規則関係）

< KHKS 0850-4(2005) >

検査項目	検査方法	判定基準	判定
1 警戒標等			
1.1 境界線・警戒標 (第7条第1項第2号)	目視検査	外観に不鮮明な文字、破損、その他の異常のないことを目視により確認する。	合 否
1.2 バルブ等の操作に係る措置 (第7条第1項第17号)	目視検査	〔目視検査〕 標示板等： 外観に破損その他異常のないことを目視により確認する。 塗色、銘板又はラベル等の表示： 外観に破損その他異常のないことを目視により確認する。 施錠、封印等： 適切に措置されていることを目視により確認する。 操作空間及び照明等： 操作するために必要な空間及び必要な照度を有する照明があることを目視により確認する。	合 否
2 施設レイアウト等			
2.1 引火性又は発火性の者のたい積の状況 (第7条第1項第1号)	目視検査	〔目視検査〕 高圧部の付近に引火性又は発火性の物（作業に必要なものを除く。）のたい積がないことを目視により確認する。	合 否
2.2 火気の付近にないこと (第7条第1項第1号)	目視検査 距離測定（前回保安検査以降変更ない場合は記録確認）	〔目視検査〕 高圧部は火気と隔離された部屋に設置されていることを目視により確認する。 〔距離測定〕 巻き尺その他の測定器具を用いて実測により確認。（目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による確認。） 〔目視検査〕 高圧部と火気との間に設けた防火上有効な壁に係る検査は、腐食、損傷、変形、その他の異常のないことを目視により確認する。	合 否
2.3 流出防止措置 (第7条第1項第13号)	目視検査及び寸法測定 毒性ガスで受液器の内容積が10000ℓ以上のものに限る。	〔目視検査〕 ピット状構造物や防液堤等の外観に亀裂、破損、その他の異常のないことを目視により確認する。	合 否

	(前回保安検査以降変更ない場合は記録確認)	〔 寸法測定 〕 ピット状構造物や防液堤等の寸法を巻尺その他の測定器具を用いた距離の実測による確認又は図面による確認。 (目視又は図面により容易に判定できる場合は、目視又は図面による。)	
2.4 漏えいガスが滞留しない構造 (第7条第1項第3号)	目視及び作動検査 (可燃性ガス又は毒性ガスを冷媒ガスとする冷凍設備の高圧部を設置する室に限る。)	〔 目視検査 〕 外観に破損、その他異常のないことを目視により確認する。(機械通風装置を設置している場合は、取付位置・方向等も確認する。) 〔 作動検査 (機械通風装置設置の場合) 〕 作動させ、確実に作動することを確認する。	合 否
3 耐震設計構造			
3.1 耐震設計構造 (第7条第1項第5号)	目視検査	〔 目視検査 〕 耐震設計構造物： 外観に割れ、傷、腐食、変形等耐震性に及ぼす異常がないことを目視により確認する。 基礎： 沈下、不等沈下等耐震性に及ぼす異常がないことを目視により確認する。 基礎ボルト： 腐食、変形等がなく、基礎と支持構造物が弛みなく締め付けられていることを目視により確認する。	合 否
4 冷凍設備			
4.1 冷凍設備の耐圧性能 (配管以外の部分に限る) (第7条第1項第6号)	目視及び非破壊検査又は記録確認	〔 目視及び非破壊検査又は記録確認 〕 配管以外の冷媒設備の内部及び外部について、割れ、傷、腐食、その他の異常がないことを確認する。 内部の検査： 当該冷媒ガス等により腐食その他の異常を生ずるおそれのないものにあつては、内部の検査を省略できる。 外部の検査： 外部が断熱材等で被覆され目視確認できないもので断熱材の外面に損傷が認められない場合は、その外面について目視検査を行う 非破壊検査： 目視により明らかに判定できるものにあつては、非破壊検査を省略することができる。	合 否

		<p>外観に破損、変形その他の異常がないこと。</p> <p>〔止め弁の作動試験〕 可燃性又は毒性ガスの受液器と当該ガラス管液面計との接続配管に設け止め弁が正常に作動することを確認する。 自動式の止め弁の作動検査が保安上問題がある場合は、手動式の止め弁の作動を確認する。なお、液面計の分解点検時に自動止め弁の整備を実施し、作動検査を行う</p>	
5.3 電気設備の防爆構造 (第7条第1項第14号)	目視検査及び図面又は記録確認 (アンモニアを除く可燃性ガスの高圧ガス設備に設けられた電気設備)	<p>〔目視検査〕 爆発の危険のない安全な場所に設置されていること。 可燃性ガスが爆発の危険のある濃度に達するおそれのある箇所に設置してある場合は、危険度により0種場所、1種場所又は2種場所に分類し、可燃性ガスの種類及場所に応じた防爆構造の電気機器を選定して設置されていること。 外観(取付位置、構造等含む)に腐食、ボルト弛み・腐食・異物衝突等による電気設備本体や端子箱の合わせ面等の破損、変形等がないこと。</p>	合 否
6 安全装置・防災設備			
6.1 安全装置 (第7条第1項第8号)	目視検査、図面等確認 作動検査又は記録確認	<p>〔目視検査、図面等確認〕 安全装置(高圧遮断装置、安全弁(圧縮機内安全弁含む)破裂板、溶栓又は圧力逃がし装置)を適切な位置に設けてあること。 液封となるおそれの配管には安全弁又はリーフ弁が設けてあること。 安全装置は、破損その他の異常がないこと。 及び の確認は、前回保安検査以降変更ない場合は記録確認によることができる。</p> <p>〔作動検査又は記録確認〕 安全弁及び高圧遮断装置の機能を安全弁作動試験用器具若しくは設備を用いた作動試験又はその記録により確認する。 ただし、圧縮機内蔵形安全弁の機能については、圧縮機のオーバーホール時に実施した作動試験の記録による。 冷暖房を切替えて使用する設備は、切替え時の作動試験の記録による。</p>	合 否
6.2 安全弁等の放出管 (第7条第1項第9号)	目視検査 (可燃性又は毒性ガス設備)	<p>〔目視検査〕 可燃性ガスに係る安全弁等の放出管は、近接する建築物又は工作物の高さ以上であって周囲に着火源等のない安全な位置に開口部が設けてあること。 毒性ガスに係る安全弁等の放出管は、除害設備内に開口部が設けてあること。</p>	合 否

<p>6.3 除害措置 (第7条第1項第16号)</p>	<p>目視検査及び図面又は記録確認 (毒性ガス設備)</p>	<p>〔目視検査及び図面又は記録確認〕 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じ、希釈、吸着剤、中和剤等の適切な拡散措置を講じていること。 毒性ガスの種類及び設備の状況に応じた適切な装置であり直ちに使用できる状態にあること。 毒性ガスの種類に応じ、適切な除害剤を規定量以上保有してあること。 除害剤は適切な場所に保管してあること。 所定の保護具を備え、直ちに使用できる状態にあること。 保護具は適切な場所に保管すること。 及び の確認は、前回保安検査以降変更ない場合は記録確認によることができる。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.4 ガス漏えい検知警報設備 (第7条第1項第15号)</p>	<p>目視検査及び記録又は図面確認 (可燃性又は毒性ガス設備)</p>	<p>〔目視検査及び記録又は図面確認〕 ガス漏えい検知警報設備が次により設置されていること。 a. 検出端部は適切な場所に、所定数設置されていること。 (蒸発器を設置した冷蔵庫内に設置を省略している場合は、冷蔵庫内の電気設備に防爆措置を施していること。) b. 検出端部は、ガス比重、周囲の状況等に応じて検知が確実にできる位置(高さ)に設置されていること。 c. ランプ点灯又は点滅及び警告音を発する場所は、関係者が常駐する場所で、発報後、対策を講じるのに適切な場所であること。 検知警報設備は、外観に異常がないこと。 検知警報設備は、日常点検その他の保守管理が適切に行われていること。</p> <p>〔作動検査〕 検知警報設備の性能を作動試験又はその記録により確認する。</p>	<p>合 否</p>
<p>6.5 消火設備 (第7条第1項第12号)</p>	<p>目視検査及び記録等確認</p>	<p>〔目視検査及び記録等確認〕 防護対象設備、施設の規模、冷媒ガス種及び周囲の状況等に応じ、適切な消火設備を適切な場所に設けること。 (可搬式又は固定式の放水装置、水噴霧装置、散水装置及び粉末消火器、不活性ガス消火器並びにスチーム又は不活性ガスを使用する消防設備等) 外観に腐食、破損、変形、その他の異常がなく、使用可能な状態になっていること。</p> <p>〔作動検査〕 消火設備の性能を作動試験又は記録により確認する。</p>	<p>合 否</p>